

信州健康ゼロエネ住宅指針 チェックリスト

記入日：令和 年 月 日

記入者：

①対象物件

:

②対象物件所在地

:

③省エネ法 地域区分

:

信州健康ゼロエネ住宅指針の詳細は
下記のQRコードからご覧ください



IV 基準編

1 基本項目（必ず備えるべき内容）

- ① ゼロエネルギー達成に向けて最低限確保すべき基準 【 最低基準 】
- ② 環境負荷の低減と快適性を高次元で達成する基準 【 推奨基準 】
- ③ 環境負荷を極限まで抑えるチャレンジ基準 【 先導基準 】

※ 信州健康ゼロエネ住宅には【最低基準】以上を満たすことが必須

※ 【推奨基準】又は【先導基準】の適用に当たっては、項目ごとの選択が可能

check 1

《指針P44》

設計値

- 最低基準
- 推奨基準
- 先導基準

外皮性能（外皮平均熱貫流率：UA値（ $W/m^2 \cdot K$ ）の強化）

・建築物省エネ法に基づく地域区分ごと、下表に掲げる数値以下とすること

表 外皮性能の基準

基準	2地域	3地域	4地域	5地域
最低基準	0.4	0.5		
推奨基準	0.28		0.34	
先導基準	0.20		0.23	

Check 2

《指針P44-45》

設計値

- 最低基準
- 推奨基準
- 先導基準

一次エネルギー消費量の削減

- ・省エネ基準からそれぞれ下表のとおり削減すること

表 一次エネルギー消費量の基準

基準	削減量（対省エネ基準）
最低基準	20%以上
推奨基準	25%以上
先導基準	30%以上

① 暖房・冷房

- ・木質バイオマスや地中熱等の再生可能エネルギーを積極的に活用すること
- ・エアコン等の機器の選択に当たっては、年間エネルギー消費効率（APF）が高い機器を採用すること

② 給湯

- ・潜熱回収型や自然冷媒ヒートポンプ等の高効率な機器を採用すること
- ・太陽光集熱器との連結や木質バイオマスを用いた給湯ボイラーの採用などにより、再生可能エネルギーを最大限活用すること

③ 換気

- ・適切な換気計画に基づき、手法を検討すること

④ 照明

- ・LED照明を用いること
- ・室の使われ方や採光の状況に応じて、人感センサーや調光制御が可能な設備を積極的に採用すること

⑤ 節水

- ・水栓、便器等に節水型機器を採用すること

Check 3

《指針P46》

設計値

県産木材の使用

- ・ 信州木材認証製品センターによる認証を受けた木材等の県産木材の使用量が、下表に掲げる数量以上であること

- 最低基準
- 推奨基準
- 先導基準

表 木材使用量の基準

基準	削減量（対省エネ基準）
最低基準	3 m ³ 又は仕上材30m ²
推奨基準	0.12m ³ /m ² （工事で使用する木材の60%程度）
先導基準	0.16m ³ /m ² （工事で使用する木材の80%程度）

Check 4

《指針P46》

導入設備

太陽光発電設備又は木質バイオマスを利用した暖房設備の設置

- ・ 太陽光発電設備又は木質バイオマスを利用した暖房設備を下表のとおり導入すること

(kW)

- 最低基準
- 推奨基準
- 先導基準

表 太陽光発電設備又は木質バイオマスを活用した暖房設備の基準の基準

基準	内容
最低基準	太陽光発電設備等を導入（太陽光発電設備にあっては3 kW以上）
推奨基準	家電等を除き、ゼロエネルギー達成量の太陽光発電設備等を導入※
先導基準	家電等を含め、ゼロエネルギー達成量の太陽光発電設備等を導入※

※ 次ページに説明

Check 4

《指針P46》

※ 指針における長野県の独自ルールの運用について

- ・ゼロエネルギー達成量の計算における太陽光発電設備等の取扱いについては、建築物省エネ法に規定する計算方法に木質バイオマスの利用に関する位置付けがなされるまでの間は、地祇の適用条件等のもと下記の考え方を適用

《考え方》

- ・木質バイオマスを利用した暖房設備を設置・使用する場合は、併用する暖房設備（エアコン等）のみを使用すると仮定して建築物省エネ法に規定する計算を行い、算出した設計一次エネルギー消費量のうち暖房設備に関する設計一次エネルギー消費量の70%を控除
- ・その上で、控除後の設計一次エネルギー消費量が、太陽光発電設備及びコージェネレーション設備に関する創エネルギー（売電分を含む）を加えて、基準一次エネルギー消費量から100%以上削減されるように計画

《適用条件等》

- ・吹抜け等により、住宅全体を概ね1つの暖房エリアとみなせる平面計画であること
- ・なお、上記の考え方については、「ゼロエネルギー達成量の計算における太陽光発電設備等の取扱い」であり、「一次エネルギー消費量の削減」における一次エネルギー消費量の削減量の算定に当たっては、建築物省エネ法に規定する計算方法で算定することに留意すること

Check 5

《指針P47》

設計値

- 最低基準
- 推奨基準
- 先導基準

住宅の強靱化（レジリエンス性の確保）

・住宅をできるだけ長く使い続け、大地震などの災害に遭遇したとしても、わずかな修繕等により日常生活が継続できるようにするため、以下の条件を満たすこと

① 耐震性能（在来軸組工法における取り扱い）

表 耐震性能の基準

基準	壁量等
最低基準	建築基準法施行令第46条に定める壁量の1.25倍※
推奨基準	建築基準法施行令第46条に定める壁量の1.5倍※
先導基準	

※ 耐震等級2及び3における地震力の割り増し（1.25倍、1.5倍）とは異なる

② 災害リスクの低減

表 災害リスク削減量の基準

基準	壁量等
最低基準	災害危険区域※1 土砂災害特別警戒区域※2を回避
推奨基準	蓄電池の設置（太陽光発電設備と連結したもの）
先導基準	災害危険区域※1 土砂災害特別警戒区域※2を回避

- 最低基準
- 推奨基準
- 先導基準

※1 災害危険区域：建築基準法第39条第1項の規定により指定された区域

※2 土砂災害特別警戒区域：土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第1項の規定により指定された区域

2 配慮項目（確保することが望ましい内容）

Check 6

《指針P47》

設計値

適合

景観・周辺環境との調和

- ・屋根形状については隣地への日影の等の影響を抑えるため、外観における見かけ上の最高軒高を7m以下に抑えること（建築基準法とは異なり、小屋組の有無に関わらず、見かけ上の軒高により判断）
- ・なお、豪雪地域で落雪能力を優先する必要がある場合等でやむを得ない場合を除く

Check 7

《指針P48》

導入設備

設置

太陽熱利用設備の設備

- ・太陽熱利用温水器及び太陽熱利用暖房設備を設置すること

Check 8

《指針P48》

導入技能

導入

伝統技能の活用

- ・瓦、左官壁、畳や木製建具を積極的に導入すること

Check 9

《指針P48》

設計値

適合

気密性能 (cm^3/m^2) の確保

- ・ $1.0\text{cm}^3/\text{m}^2$ 以下とし、通気層を設ける等の結露の防止対策をすること

Check10

《指針P48》

導入

HEMSの導入

- ・ 新築時に導入すること

Check11

《指針P48》

設計値

検討

暖房負荷 (kWh/m^2) の低減

- ・ 冬期の日射取得を考慮した暖房にかかる負荷等計算を「Check1 外皮性能の強化」と合わせて検討すること
(ドイツでは年間暖冷房負荷 $15\text{kWh}/\text{m}^2$ 以下をパッシブハウス(高断熱住宅)基準としている)